

生活にお困りの人へ

子育て家庭対象食料支援

市は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する子育て家庭に市民や企業などから寄付された米、レトルト食品などをボランティアグループの協力を得て無償提供します。対象・定員は次の全てに該当する150世帯。

▽18歳未満の子どもを養育している▽新型コロナウイルス感染症や物価上昇の影響で生活に困窮している。

申し込み順に自宅へ配達します。対象に関わらず生活に困っている人は市くらし・相談サポートセンターに相談を。7月11日から市ホームページ(二次元コード)から読み取り可)か電話ですくらし・相談サポートセンター ☎780・4344へ。先着順。



乳幼児・障がい者などの医療費を助成

市は、医療保険加入者で、所得が限度内(表1)の乳幼児や障がい者などに医療保険の自己負担額の一部を助成します(表2)。

【対象】▽乳幼児等▽小学3年生以下▽子ども11歳以下▽中学生▽障害者(児)▽身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の人(後期高齢者医療制度の被保険者除く)▽②高齢障害者▽後期高齢者医療被保険者▽身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の人▽母子家庭等▽18歳までの子を養育する配偶者

者のいない母か父とその子、両親のいない18歳までの人▽③高齢期移行▽65歳69歳。健康保険証と申請者の本人確認書類、世帯主以外が申請する場合は世帯主の印鑑、高齢障害者本人以外が申請する場合は本人の印鑑、①②は身体障害者手帳か療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、③の要介護2以上で区分IIに該当する人は要介護認定結果通知書か介護保険被保険者証、1月2日以降に転入した人は令和4年度課税証明書を添付して直接、市役所1階の後期医療福祉課へ。

新型コロナワクチン 7月4日から集団接種会場を開設

市は、7月4～28日まで新型コロナワクチン3・4回目接種の集団接種会場を産業振興センターに開設します。武田/モデルナ社製ワクチンを使用します。

【3回目接種】同会場で、18歳以上の人が接種可能。直接、会場へ。詳しくは、市ホームページで確認を。

【4回目接種】対象は、3回目接種から5カ月以上経過した①60歳以上②18歳以上60歳未満の基礎疾患などのある一人です。予約開始日や①の人の接種券発送日は下表の通り。

3回目接種日	接種券発送日	予約開始日
3月1～8日	送付済み	7月6日
3月9～31日	7月6日	7月13日

②の人が4回目接種を希望する場合、接種券の発行申請が必要です。申請方法や対象となる基礎疾患などは、市ホームページ(二次元コードから読み取り可)から確認してください。

予約は午前9時～午後7時半に市新型コロナワクチンコールセンター ☎764-7835へ。①の人は、インターネット予約も可。市新型コロナワクチン接種推進班 ☎764-5870



表1 所得制限額表

医療費助成制度	所得判定対象者	所得制限額
乳幼児等(※1)	保護者	世帯の市町村民税所得割額(合計額)23万5000円未満(住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除前)※2
子ども		
障害者(児)・高齢障害者	本人・配偶者・扶養義務者	
母子家庭等	本人か養育者	年額49万円(※3)。ただし、市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下の人は児童扶養手当一部支給基準内であれば対象※4
高齢期移行	区分Ⅰ	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得なし(年金収入80万円以下かつ所得なし)※4
	区分Ⅱ	市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ要介護2以上※4

※1…0歳児は所得制限なし
 ※2…平成30年度から政令指定都市の市民税の税率は8%ですが、変更前の6%で算定された市民税所得割額で判定します
 ※3…児童扶養手当全部支給基準：扶養親族が0人の場合(1人増えるごとに38万円を加算)。所得制限額は、各所得の合計額から雑損控除・医療費控除・社会保険料控除(定額8万円)・配偶者特別控除・小規模企業共済等掛金控除などの合計額を控除した額です
 ※4…平成30年度税制改正により給与所得控除・公的年金控除が10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられたことに伴い、所得判定においては給与所得の金額から最大で10万円を控除した額(マイナスの場合は0とする)により判定を行います

表2 一部負担金表

医療費助成制度	年齢	負担区分	福祉医療での一部負担金(1医療機関等につき)	
			外来	入院
乳幼児等・子ども	0歳～中学3年生		負担なし	負担なし
障害者(児)※6・高齢障害者		一般	600円(月2日まで)	1割負担月2400円まで
		低所得者※5	400円(月2日まで)	1割負担月1600円まで
母子家庭等		一般	800円(月2日まで)	1割負担月3200円まで
		低所得者※5	400円(月2日まで)	1割負担月1600円まで

※5…低所得者とは、受給者と世帯に属するもの全員が市町村民税非課税で、かつ、世帯全員の年金収入80万円以下、もしくは年金収入を加えた所得(給与所得については最大で10万円を控除した額)80万円以下の人
 ※6…70歳から74歳の障害者医療費受給者の人は、医療機関窓口で被保険者証と7月から交付する「障害者医療費受給者証」と「高齢受給者証」を提示すると上記一部負担金で受診ができます

医療費助成制度	年齢	負担区分	福祉医療で一部負担金(月額)	
			外来(個人ごと)	入院+外来(世帯)
高齢期移行	65～69歳まで	区分Ⅱ(2割)	1万2000円	3万5400円
		区分Ⅰ(2割)	8000円	1万5000円

男女共同参画施策

市民オンブード決まる

市の男女共同参画計画の進捗状況や男女共同参画施策などを市民の立場から調査し、意見表明を行う男女共同参画施策市民オンブードが、虎谷めぐみさん(公募)、藤原枝子さん(公募)、土肥伊都子さん(学識経験者)に決まりました。任期は令和6年3月31日まで。市男女共同参画課 ☎784・8146。

◆行政相談委員の表彰 5月31日、本市の行政相談委員1人が表彰されました(敬称略)。「公益社団法人全国行政相談委員連合協会会長表彰状」吉岡喜久子。

市男女共同参画課 ☎784・8146

◆上下水道料金の電子マネー・モバイルレジ収納を開始 市上下水道局は、7月1日から上下水道料金を各電子マネーアプリ(aupay、pay、d払い、jcoinpay、pay、linepay、pay)とモバイルレジでの支払いに対応します。

スマートフォンに専用アプリをインストールし、納付書に印字されているバーコードを読み取ることで支払いが可能。

市上下水道局 ☎784・8074

◆住民基本台帳閲覧状況を公表 市は令和3年4月1日～4年3月31日の住民基本台帳閲覧状況を次の通り公表します。

▽公表期間 7月1～29日
 公表場所 市役所1階の市民課、各支所・分室、くらしのプラザ、「ふらっと」人権センター。市ホームページは1年間、行政資料コーナーは3年間閲覧可。

市市民課 ☎784・8038

◆子育て世帯及び非課税世帯等への特別給付金 市は、1世帯当たり10万円の住民税非課税世帯等臨時特別給付金と低所得者の子育て世帯に対し、対象児童1人につき5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。支給対象は次の通り。

【非課税世帯等臨時特別給付金】▽世帯全員の前年度の住民税均等割が非課税▽世帯全員の今年度の住民税均等割が非課税

▽①新型コロナウィルス感染症の影響を受け、1月以降の家計

◆子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分) 4月分以降の児童手当が特別児童扶養手当の受給者で今年度住民税均等割が非課税▽23月31日時点で18歳未満の子を養育する今年度住民税均等割が非課税▽3歳までの児童を養育する人で同感染症の影響を受け1月以降の家計が急変し、非課税の人と同様の事情にある一人。

①②③は申請が必要です。詳しくは、市ホームページ(二次元コード)から読み取り可)を確認を。

市臨時特別給付金等事業推進班 ☎764・5537



◆私学助成幼稚園等給食費を一部補助 市教委は、私学助成幼稚園などに在園する施設等利用給付認定を受ける子どもの給食費の一部を次の通り補助します。

【対象】▽生活保護受給世帯の子ども▽市民税所得割合算額0.4%。

市後期医療福祉課 ☎784・8041

◆補助対象 7月5日～8月5日 サマージャンボ宝くじ 収益金は各都道府県の販売実績などに応じて交付され、県内市町で防災資材や公園整備などに活用されています。

県内の宝くじ売り場かインターネットでお買い求めください。(公財)兵庫県市町村振興協会 ☎078-322-1151



が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯で、いずれか一つに該当する世帯。

【子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)】 4月分以降の児童手当が特別児童扶養手当の受給者で今年度住民税均等割が非課税▽23月31日時点で18歳未満の子を養育する今年度住民税均等割が非課税▽3歳までの児童を養育する人で同感染症の影響を受け1月以降の家計が急変し、非課税の人と同様の事情にある一人。

①②③は申請が必要です。詳しくは、市ホームページ(二次元コード)から読み取り可)を確認を。

市臨時特別給付金等事業推進班 ☎764・5537